

我孫子市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全・安心なまちづくりを推進するため、地域の防犯活動の一環として防犯カメラを設置する地域団体に対し、予算の範囲内において交付する補助金に関し、我孫子市補助金等交付規則（平成元年規則第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 不特定の者が往来する場所、特に公共空間における街頭犯罪の防止を目的に設置され、継続的に撮影されるカメラであって、画像記録装置を有するものをいう。
- (2) 地域団体 市内の町会及び自治会、商店会、事業所、私立保育園及び私立幼稚園、自主防犯団体等をいう。

(補助対象団体)

第3条 この要綱に基づき補助金の交付を受けることができる団体は、市内に防犯カメラを設置する地域団体であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 防犯カメラの設置及び管理運用に関し、市長が別に定める基準に準拠すること。
- (2) 防犯カメラの設置は、第7条に規定する申請を行う年度内に着手し、かつ、完了すること。
- (3) 防犯カメラを設置する場所の所有者の同意又は許可を得ていること。
- (4) 防犯カメラの設置について、他の法令等により、国、県又は市から補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる費用とする。

- (1) 防犯カメラの購入費及び設置工事費

- (2) 防犯カメラの設置を示す表示板等の購入費
- (3) その他市長が特に必要があると認める経費

2 次に掲げる費用は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 既存設備の撤去又は移設に係る費用
 - (2) 土地の造成に係る費用
 - (3) 土地、建物等の使用若しくは取得又は補償に要する費用
 - (4) 防犯カメラの維持管理に要する費用
- (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1台につき20万円を限度とする。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする地域団体は、次条に規定する申請をする前に、防犯カメラの設置場所、管理運用等に関し、市長と十分に協議しなければならない。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする地域団体は、我孫子市防犯カメラ設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 防犯カメラ設置箇所の位置図及び現況写真
- (2) 撮影範囲を記した平面図
- (3) 防犯カメラの設置に係る費用の見積書の写し
- (4) 設置する防犯カメラの概要が分かる図面、カタログ等の書類
- (5) その他市長が必要があると認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、我孫子市防犯カメラ設置事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした地域団体に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた地域団体（以下「補助団体」という。）は、第11条の規定による実績報告を行うまでの間に、次に掲げる事項を定めた防犯カメラ管理運用規程を定めなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置目的
- (2) 防犯カメラの設置者及び管理責任者
- (3) 防犯カメラの設置場所及び設置台数
- (4) 防犯カメラの取扱者の制限
- (5) 撮影した画像の保存方法、保存期間及び消去方法
- (6) 撮影した画像の利用及び提供の制限
- (7) 苦情処理に関する事項

（事業内容の変更）

第10条 補助団体は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ我孫子市防犯カメラ設置事業変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（変更の承認）

第11条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、承認の可否を決定し、我孫子市防犯カメラ設置事業変更承認（不承認）通知書（様式第4号）により、当該補助団体に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助団体は、当該補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して30日以内に、我孫子市防犯カメラ設置事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 防犯カメラ設置後の現況写真
- (2) 防犯カメラの設置に係る費用の領収書及び内訳書の写し
- (3) 防犯カメラ管理運用規程の写し
- (4) その他市長が必要があると認める書類

（補助金額の確定）

第13条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査するとともに、必要に応じて現地を調査し、補助金の額を確定し、我孫子市防犯カメラ設置事業補助金確定通知書（様式第6号）により、当該補助

団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 前条の通知を受けた補助団体は、補助金の交付を受けようとするときは、我孫子市防犯カメラ設置事業補助金交付請求書(様式第7号)により、市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、補助団体が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、当該交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(関係書類の保存)

第16条 補助金の交付を受けた補助団体は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は、当該電磁的記録)を整理し、かつ、当該書類を補助事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(維持管理)

第17条 補助団体は、設置した防犯カメラについて、適切に維持管理しなければならない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。